

令和５年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第３項の規定により、令和６年度に公表した健全化判断比率等を次のとおり報告します。

●健全化判断比率について

区 分		垂水市	国の定める基準	
			早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	－	14.69	20.00
	連結実質赤字比率	－	19.69	30.00
	実質公債費比率	9.2	25.0	35.00
	将来負担比率	－	350.0	

※ 赤字額がないため、実質公債費比率と連結実質公債費比率は「－」と表示しています。

※ 令和５年度の将来負担比率はマイナスのため「－」と表示しています。

●資金不足比率について（公営企業会計決算）

区 分	垂水市	国の定める基準 （経営健全化基準）
水道事業会計	－	20.00
病院事業会計	－	
地方卸売市場特別会計	－	
漁業集落排水処理施設特別会計	－	
簡易水道事業特別会計	－	

※ 資金不足額がないため、資金不足比率は「－」と表示しています。